

地域とつなぐ 関係創出事業にかかる業務委託プロポーザル仕様書

1 委託業務名

地域とつなぐ 関係創出事業にかかる業務

2 仕様書の目的

この仕様書は、津山市（以下「本市」という。）が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。

3 事業の目的

本市では、「津山ぐらし移住サポートセンター」を中心に、様々な移住支援施策を展開してきた。本事業は、これまでの取り組みを発展させ、都市部在住者等と本市の「地域」とそこで暮らす「人」のつながりを促進させることで、地域外の住民の受入体制の強化と地方移住や「関係人口」につながる、いわゆる潜在層の意識の顕在化を図るものである。

4 業務期間

契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

5 委託料限度額

2,000,000円（税込）を上限とする。

6 業務内容

(1) 移住者や関係人口の受け入れ体制づくり

ア 地域の課題克服や魅力向上を図るため、地域づくり等を実施する、または実施を検討している団体や個人等（以下、実施団体等という）の掘り起しを行うこと。

イ 移住や関係人口的なつながりを促進させるため、地域とそこに住む人の魅力が伝わる体験型のプログラム（以下、プログラムという）の実施を検討している団体等を募集すること。

ウ 6-（1）-イで募集した実施団体等の提案を審査し、本事業においてプログラムを実施する団体等（以下、受入団体という）を選定すること。なお、プログラムを実施する受入団体は2団体以上とすること。

エ プログラムの実施にあたり、コーディネーターとして関与し、地域の現状把握や分析・課題抽出等を行い、地域外の人材の活用や、地域資源のPRの視点も盛り込んだ方法を受入団体に提案すること。

(2) 移住希望者・関係人口の創出

- ア 本市に住みたい、応援・貢献したいと考える移住希望者や関係人口候補者（以下、移住希望者等という）を発掘するため、参加者の募集を行うこと。なお、周知方法については、本事業の受託者の提案による。
- イ 参加者の申し込みを受け付け、その状況を管理すること。また、申込者に対して必要な連絡を行うこと。

(3) プログラムの作成

- ア 受入団体と連携してプログラムを作成すること。なお、作成にあたっては、受入団体が有する資源や既存の事業を活用するなど、本事業終了後も受入団体が継続的にプログラムを実施できるようにすること。
- イ プログラムについて
 - i 参加者受入人数
各プログラム5組以上
 - ii プログラム実施日数
日数は問わない（日替わりでのプログラムも可）。
 - iii 参加者からの料金徴収
受入団体と協議の上で料金を定めること。なお、徴収した料金については、実施団体に支払うこと。
 - iv オンライン等への対応
本事業は対面での交流と基本とするが、新型コロナウイルスの感染状況により、対面での交流が困難な場合は、オンライン開催等で対応すること。
 - v 関連事業との連携について
プログラムの作成にあたり、本市が取り組む移住支援事業との連携を図ること。

(4) プログラムの伴走支援

プログラムに出席し、受入団体と移住希望者等が円滑に交流できるように支援すること。

(5) 課題検証と今後の体制整備に関する提案

- ア 本事業を通じて判明した本市が移住・関係人口施策を進める上での課題の整理。
- イ 課題を踏まえ、今後の事業展開や解決策の提案。

(6) 自由提案

上記に関わらず提案上限額の範囲内でこの事業を効果的に実施するために必要な提案を行うことを可とする。

7 委託経費内訳

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料、委託費）とする。ただし、プログラム参加者の旅費、宿泊費、食糧費等は、本事業の対象経費としない。

なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

8 実績報告書の提出と提出期限

受託者は、納期までに実績報告書を作成し、A4サイズで2部提出すること。

(1) 実績報告書の内容

- ア 事業概要
- イ 事業の目標・成果指標
- ウ 事業実施体制
- エ 参加者等の属性
- オ 事業内容及び成果
- カ 課題検証と今後の体制整備に関する提案 等

(2) 納期

令和5年3月10日（金）

(3) 納入場所

岡山県津山市山下9-2-1 津山圏域雇用労働センター内

津山市 産業文化部 仕事・移住支援室

TEL：0868-24-3633 FAX：0868-22-9647

E-mail：sigoto-iju@city.tsuyama.lg.jp

9 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、本市の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本業務には、業務の遂行を十分成し得る知識と経験を有する者を従事させること。
- (4) 本業務実施に伴った訪問先との事前打ち合わせや現地確認、関係機関との事前調整は十分に行うこと。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、本市に帰属するものとする。
- (6) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ

本市と協議し、承認を得ること。

(7) プログラムの実施において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じること。

また、当該の措置については、参加者へ具体的に周知をすること。

(8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と協議のうえ、適切に対応すること。